

17、規約審査委員報告

執行委員	伊藤卯四郎	佐藤八郎	佐藤正真	許安親三郎	吉田繁太	吉田本午	石十名
會計監督	許安親三郎						
會計	佐藤正真						

規約一部の改正 次の通

第四條 一族坑に三十名以上の場合は支部とし十名以上二十名迄を分會とし二名以上十名迄を班とす但し支部分會

18、昭和十一年炭闘争方針

別紙大會報告書参照 承 認

19、新役員挨拶

私に組合長として新役員を代表し茲に一頁挨拶を申し上げます。

若か日本石炭坑天組台は創立以來星霜此處に五年幾多闘争の歴史を遺して茲に盛大なる年次大會を開催するに當りま

社年則は別に之を定む

第六條 郡地域内に二支部以上ある時は選給委員會を組織することを付但し支部規則選給委員會規則は別に之を定む

承 認

村 本 福 利 朗 讀